

(入札保証金の減免)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、国(公団等を含む。)及び地方公共団体(以下「官公署」という。)との過去の契約の実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が、令第 167 条の 4、第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定により市長が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(昭 62 規則 3・平 18 規則 10・平 22 規則 4・平 26 規則 9・一部改正)

(契約保証金の減免)

第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が本市と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 契約の相手方が、官公署と過去 2 年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、延納についての確実な担保が提供されたとき。
- (5) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物品を購入する契約を締結する場合において、購入物品が即納されるとき。
- (7) 官公署との契約又は電気、ガス若しくは水の供給及び公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は財産を借り受ける契約を締結するとき。
- (8) 工事の請負契約を締結する場合において、契約金額が 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) 前各号に掲げるもの以外の契約を締結する場合において、契約金額が 300 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11

年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)に係る契約を締結する場合において、契約保証金を納付させることが適当でないと認めるとき。

(11) 天災地変その他の理由により緊急を要するとき。

(12) その他契約の性質又は目的により社会通念上契約保証金を徴収することが適当でないと認められるとき。